

## 自動交付機を利用するには

自動交付機を利用するには、自動交付機対応カード（市民カードまたは住基カード）に、自動交付機用の暗証番号を登録する必要があります。



### 【手続きに必要なもの】

| 希望するカード                             | 旧印鑑登録証（紙の印鑑登録証）を持っている方                 | 新規に印鑑登録をする方                      | 印鑑登録をしていない方、または今後も印鑑登録しない方 |
|-------------------------------------|--|----------------------------------|----------------------------|
| 市民カード<br>（印鑑登録をすると発行される）            | 旧印鑑登録証<br>登録印鑑<br>写真付身分証明書（※）          | 登録する印鑑<br>手数料300円<br>写真付身分証明書（※） | 市民カードを持つことはできません           |
| 住基カード<br>（住基カードをお持ちでない方は、交付申請が必要です） | 住基カード<br>旧印鑑登録証<br>登録印鑑<br>写真付身分証明書（※） | 住基カード<br>登録する印鑑<br>写真付身分証明書（※）   | 住基カード<br>写真付身分証明書（※）       |

※官公署発行の写真付身分証明書（運転免許証など）にて本人確認をします。お持ちでない場合は、照会書の郵送による確認をしますので、再度、本人が来庁する必要があります。

（注）暗証番号（数字4桁）の登録が必要ですので、代理人の申請はできません。

### 手続場所・時間

- ★市民課、東出張所（東部市民センター内）、形原出張所（西部市民センター内）、西浦出張所  
平日 午前8時30分～午後5時
  - ★休日窓口センター（市役所庁舎西側）  
土・日・祝日 午前8時30分～午後5時
- ※休日窓口センターでは、住基カードの新規交付はできません。

## 自動交付機の操作はとっても簡単!!



②の証明書選択画面



③の暗証番号入力画面

